

退職を理由とする被扶養者の申請方法

※対象者の状況に応じた書類をご提出ください。(○：必ず提出 △：いずれか1点提出)

① 失業給付金について ② 必要書類	A 受給資格なし	B 放棄する	C 待機期間中	待機期間終了後		D 受給期間を延長(中)する	E 受給終了後の申請
				C-1 受給者 【※1】以内	C-2 受給者 【※1】超え		
健康保険被扶養者(認定)異動届	○	○	○	受給前の待機期間中は申請不要		○	○
健康保険被扶養者(削除)異動届					○		
所得証明書(原本)	○	○	○				○【※2】
入退社日(退職理由)がわかる事業主の証明書(原本)							
雇用保険被保険者離職票—1・2(原本)	△	○					△
雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(写)							
雇用保険受給資格者証(必ず両面写)			○		○		
雇用保険受給資格者証(必ず両面写) 支給終了日印字が必要							○
受給期間延長通知書(原本)							○
雇用保険失業給付受給に関する誓約書(別紙)		○	○				○
健康保険被保険者証				○			

【※1】 扶養基準額は、基本手当日額が60歳未満の方は3,612円未満、60歳以上の方は5,000円未満で、なおかつ被保険者の年間収入の2分の1未満であること。

【※2】 『C. 待機期間中』の認定時に提出済みの場合は添付不要です。

① 失業給付金について

- A. 受給資格なし …… 加入期間不足など、受給資格がない方
 - B. 放棄する …… 受給資格はあるが、受給を放棄する方
 - C. 待機期間中 …… 受給資格があり、給付受給までの待機期間中の方
 - C-1. 受給者【※1】以内 …… 受給開始し、基本手当日額が【※1】扶養基準額以内の方
 - C-2. 受給者【※1】超え …… 受給開始し、基本手当日額が【※1】扶養基準額を超える方
- * 保険証が使用できるのは、支給開始年月日の前日(待機満了日)までとさせていただきます。
- D. 受給期間を延長(中)する …… 妊娠・出産・傷病・親族の介護等の理由により、受給期間を延長する方

② 必要書類について

- ・入退社日(退職理由)がわかる事業主の証明書 : 必ず退職した勤務先が作成していること
- ・雇用保険被保険者離職票—1・2(原本) : 退職した勤務先を管轄するハローワークより
- ・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(写) : 退職した勤務先を管轄するハローワークより
- ・雇用保険受給資格者証(必ず両面写) : 求職申込み後、ハローワークより発行
* 基本手当日額と認定(支給)期間が記入されていますのでご確認ください。
- ・受給期間延長通知書(原本) : 受給延長手続き完了後(約1ヶ月)、ハローワークより発行
※申請手続きに時間がかかるのであれば…『離職票—1・2(写し)』等を添付し、「○○のため受給期間延長手続き中、後日必ず提出します」と、本人が署名・捺印する。

③ 提出書類にあたっての留意

- 提出内容によっては、追加書類の提出を求められることがありますので、ご了承ください。
- 必要書類をご提出いただけない場合は、一旦扶養認定を取消させていただくこともあります。
- 認定後、健保組合への扶養取消し手続きを行わなかった(もしくは遅れた)場合には、扶養認定基準を満たさなくなった日まで遡って資格を削除します。その際、同期間の医療費等も遡って返還していただきますので、ご注意ください。